

県出資団体等調査特別委員会

県出資団体等の経営健全化方策や県保有土地の 販売促進方策などについて提言

本委員会(西條昌良委員長)は、県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策及び保有土地処分の方策等について調査・検討を重ね、定例会最終日に、今後の取り組み方針などについて報告しました。

【主な提言内容等】

- 一 県出資団体等の改革について
 - 県出資団体数及び県派遣職員数が、平成二十二年度の同委員会等で定められた目標値に若干及ばなかったことから、引き続き、削減に向けて最大限の努力をするよう求めました。
 - また、前回の委員会において存廃の検討を行うよう求めていた、「(公財)茨城県開発公社」については、これまでの経営改革に一定の評価をし、「(公財)へ」と見直しを行った上で、土地開発事業を基本とし、緊張感を持った事業運営に努めるよう求めました。

二 保有土地の販売促進方策について

- 茨城中央工業団地やTX沿線開発など、個別の事業について提言を行ったほか、重点的に取り組むべき事項として、次の九項目を掲げました。
- 他県との競合における優位性の確保に向けた、分譲価格の思い切った引き下げ

- 人口減少を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック開催の二〇二〇年を目標とした、住宅用地の前倒し処分への取り組み
- 民間卸や住宅事業者等との共同分譲へのさらなる取り組み
- TX沿線の地区ごとの戦略的な特色づくり
- 本県工業団地の「強み」を活かした販売戦略づくり
- オーダーメイド方式の工業団地におけるイメージづくり
- 茨城県開発公社の専門的なノウハウの活用
- 地元市町村が積極的に売却に取り組むための一層の連携強化
- 空港と港湾を活かした、栃木・群馬との連携と国際化の視点を持った販売促進

三 財政健全化の視点からの対策について

- 本委員会において、保有土地に係る将来負担額について再度精査するよう求めた結果、県では、土地の分譲想定単価を見直すとともに、それに伴い、将来負担額の見直しを行いました。
- また、保有土地対策を進めるに当たっては、今後とも財政状況を勘案しながら、可能な限り保有土地対策の前倒しに努めることとし、一般財源の前倒し投入を行うに際しては、税負担の公平性や喫緊の財政需要などを踏まえた財政運営の方針を定めるよう求めました。

(報告書の全文はホームページでご覧になれます。)



報告を行う西條昌良委員長

常任委員会提言(要旨)

平成二十六年の常任委員会共通の重点テーマ「茨城のイメージアップに繋がる魅力発見とPR戦略」に基づき、各委員会で個別の審査テーマを設定して調査活動を行い、それを踏まえ、取り組むべき政策を執行部に提言しました。

総務企画委員会

- 「最先端の科学技術を活かした取り組み」「豊かな自然や食資源等を活かした取り組み」「交通インフラを活かした取り組み」「効果的な情報発信」
- つくば国際戦略総合特区における関係機関との連携強化及び、他県の方々まで対象とした情報発信の強化 など

防災環境商工委員会

- 「茨城の文化の発信強化」「魅力ある水辺環境づくりの推進」
- 市町村や関連団体などとの一体的な広報の展開や、地域における生涯学習の取り組みなどの連携強化 など
- 「地域資源を活用した取り組み(観光客誘客、特産品の開発・PR)」
- 「宿泊施設、タクシー運転手及び観光施設窓口のおもてなしの向上に向けた取り組み など

保健福祉委員会

- 「県立病院を中心とした高度・先進的ながん医療の取り組み」
- 「予防、治療、緩和ケアなど、それぞれの段階に応じた医療体制の充実 など
- 「保健福祉部関係「シルバーハビリ体操やヘルスロードの活用等による健康寿命の延伸」
- 「シルバーハビリ体操について、体操指導士の養成促進及び県民の認知度の向上と参加の促進 など

農林水産委員会

- 「豊富な農林水産物のPRと販売促進」「県オリジナル品種の普及拡大と新品種・新技術の開発」「拡大する耕作放棄地の解消」
- 「ブランドینگビジョンに則り差別化商品を育成し販売促進することによる、本県農林水産物のブランド力向上の推進 など

土木企業委員会

- 「集客・観光につながる県土づくり」
- 「観光地などへスムーズにアクセスできる道路づくり及び観光の魅力向上につながる観光都市公園づくり など

文教警察委員会

- 「教育庁関係「茨城のイメージアップにつながる教育施策と今後のPR戦略」
- 「本県の教育のさらなる向上に向けた取り組みの強化 など
- 「警察本部関係「交通マナーの向上対策」「県・自治体地域住民及びボランティア等との連携推進」
- 「交通マナーアップ推進事業所及び交通マナーリーダーカーの拡充 など

安全・安心を実感できる地域づくりに 関する調査特別委員会

生活に身近なところの防犯対策などのあり方について提言

本委員会(白田信夫委員長)は、県民が安全・安心を真に実感できる諸方策について調査・検討を重ね、定例会最終日に、生活に身近なところの防犯対策のあり方などについて報告しました。

【主な提言内容等】

- 一 身近な犯罪(全般)
 - 防犯カメラについて、民間や市町村における設置促進を図るほか、県自ら設置するなどにより、設置の拡充を図っていく必要がある。
 - 警察官について、国に増員の要望を行うとともに、犯罪の多い地域に適切に配置していく必要がある。
- 二 侵入盗・自動車盗
 - 侵入盗には「鍵かけ」、自動車盗には「盗難防止機材の活用」などが対策として有効であり、これらを積極的に啓発していく必要がある。
- 三 児童・高齢者虐待事案
 - 民間データの活用、相談窓口の確保及び広報など、県民、民間団体、市町村と連携しながら虐待の早期発見や未然防止、被害者への適切な支援などを図る必要がある。
- 四 子どもネット犯罪被害
 - フィルタリングの周知徹底によりその利用促進を図るほか、携帯電話やネットの利用について、メディア教育指導員を活用した講習会の開催や地域でのルールづくりなどを推進していく必要がある。
- 五 ストーカー・DV事案
 - 市町村ごとに相談窓口が設置されるよう必要な支援を行うとともに、県、警察、病院が連携し、被害者をサポートできる体制を強化していく必要がある。
- 六 ニセ電話詐欺
 - シミュレーション的な訓練の実践、迷惑電話チェッカーやコールセンター事業を活用した未然防止対策のほか、だまされた振り作戦による検挙促進、寸劇を活用した広報・啓発などの取り組みを行うっていくことが必要である。
- 七 県民が安全・安心を真に実感できるよう特に推進すべき取り組みについて
 - 盗難自動車の主な解体場所となっている「ヤード」について、既存の法令等による対策を強化するほか、県独自の条例を制定するなどにより強い規制を行うっていくことが必要である。

その他、委員会で議論が行われた「罰則強化に係る関係機関への要望」、「性犯罪被害に対応した総合的な相談窓口の設置」、「危険ドラッグに係る啓発の強化」などについても「付帯意見」として提言に盛り込みました。

(報告書の全文はホームページでご覧になれます。)



報告を行う白田信夫委員長